

懲戒処分の公表（令和 6 年度第 4 四半期）

「懲戒処分等の公表の取扱基準」に基づき、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに
地方公務員法に基づいて行った懲戒処分について下記のとおりお知らせします。

記

【令和 6 年度：第 4 四半期】

No	処 分 事 由	処 分 年 月 日	処 分 内 容	本庁病院 の 別	職位等	年 齢	性 別	事案の発生時期
1	法令・服務違反	R7. 1. 20	減給 1 月	病院	役付職員	59	男	R6. 6
	法令・服務違反	R7. 1. 20	戒告	病院	一般職員	37	男	
	《事案の概要》 被処分者は、令和 6 年 6 月に、医師の指示がないにもかかわらず、自身の疾病確認のため MRI 撮影を依頼し、撮影を行った。							
2	法令・服務違反	R7. 1. 20	減給 1 月	病院	役付職員	53	男	R2. 7
	法令・服務違反	R7. 1. 20	戒告	病院	一般職員	44	女	
	法令・服務違反	R7. 1. 20	戒告	病院	一般職員	41	男	
	法令・服務違反	R7. 1. 20	戒告	病院	一般職員	33	男	
	法令・服務違反	R7. 1. 20	戒告	病院	一般職員	31	男	
	法令・服務違反	R7. 1. 20	戒告	病院	非常勤職員	49	女	
《事案の概要》 被処分者は、令和 2 年 7 月に、医師の指示がないにもかかわらず、同僚職員の疾病確認のためエックス線撮影・ＣＴ撮影を行うなど、一連の事案に関与した。								
3	法令・服務違反	R7. 1. 20	戒告	病院	一般職員	55	男	H27. 6
	《事案の概要》 被処分者は、平成 27 年 6 月に、医師の指示がないにもかかわらず、自分の子の疾病確認のためエックス線撮影を行った。							
4	法令・服務違反	R7. 1. 20	戒告	病院	一般職員	37	男	H21、R1
	《事案の概要》 被処分者は、平成 21 年に、医師の指示がないにもかかわらず、資料作成のために自分の体のエックス線撮影を行った。また令和元年に、医師の指示がないにもかかわらず、ＣＴ装置の設定を確認するため自分の体のＣＴ撮影を行った。							
5	法令・服務違反	R7. 3. 27	減給 1 月	病院	一般職員	48	男	R7. 2～R7. 3
	《事案の概要》 被処分者は、令和 7 年 2 月から令和 7 年 3 月にかけ、組織内のネットワーク上から、業務目的外の情報を不正に入手し閲覧した。							
6	道交法違反	R7. 3. 28	戒告	病院	非常勤職員	55	女	R6. 9. 27
	《事案の概要》 被処分者は、自家用車を運転し、盛岡市内の北山トンネルを松園方面から上田方面へ進行、出口付近で赤信号待ちのため停車したが、ブレーキペダルから足が離れてしまっていることに気付かず、前方で停車中の普通乗用車の後部へ追突し、運転者に怪我を負わせたもの。							

※No.1～4 については、令和 7 年 1 月 20 日公表済。

※職位等、年齢については、処分時時点のものであること。

《令和6年度の懲戒処分件数》

【令和6年度：第4四半期合計】

【下段カッコ内：前年度同期合計】

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	第4四半期 合 計
法令・服務違反	8 (0)	3 (0)			11 (0)
一般非行					0 (0)
管理監督責任					0 (0)
道交法違反	1 (0)				1 (0)
第4四半期 合計	9 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0)

【令和6年度累計】

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	令和6年度 累 計
法令・服務違反		4			4
一般非行					0
管理監督責任					0
道交法違反	11			1	12
令和6年度累計	11	4	0	1	16

【問い合わせ先：医療局職員課人事研修担当（019-629-6320）】